

# 市民公益活動支援及び協働促進 アクションプラン

令和 6 年 3 月  
河内長野市

## 目次

<b>1章 アクションプランの趣旨</b>	
1. アクションプラン策定の目的	3
2. 位置づけ	3
3. 改定時期	3
<b>2章 河内長野市の現状と課題</b>	
1. 市民・市民公益活動団体の現状と課題	4
2. 事業者の現状と課題	6
3. 行政の現状と課題	6
4. 中間支援組織の現状と課題	7
<b>3章 目指す姿及び推進施策</b>	
1. 協働のまちづくりの目指す姿	8
2. 推進施策	8
3. 協働によるまちづくりの体系図	9
<b>4章 推進施策の展開</b>	
●1. 市民公益活動の基盤づくり	
1. 普及啓発・参加促進	10
2. 情報の収集・提供	12
3. 人材の育成・確保	14
4. 資金確保への支援	16
5. 活動拠点の整備	17
6. ネットワークの促進	18
●2. 市民と行政の協働促進について	
1. 協働促進のための環境整備	20
2. 協働事業の推進	21
●3. 市民相互の協働促進について	
1. 特定のテーマによる協働促進	26
2. 特定の地域による協働促進	28
<b>5章 推進の仕組み</b>	
●1. ルールづくり	
1. ルールづくり	33
●2. 体制づくり	
1. 推進体制づくり	34
2. 中間支援組織の活用	36
<b>6章 モニタリング</b>	
1. モニタリング方法	38
2. モニタリング指標	38

# 1章 アクションプランの趣旨

## 1. アクションプラン策定の目的

本市では、策定当初の「河内長野市第4次総合計画」の理念の一つであり、現在の「河内長野市第5次総合計画」のまちづくりを支える政策にも引き継がれた「協働によるまちづくり」を進めていくことを目指して、平成18年に「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針（以下、本指針という。）」を策定し、社会情勢の変化等に対応するため、令和4年に同指針を改訂しました。

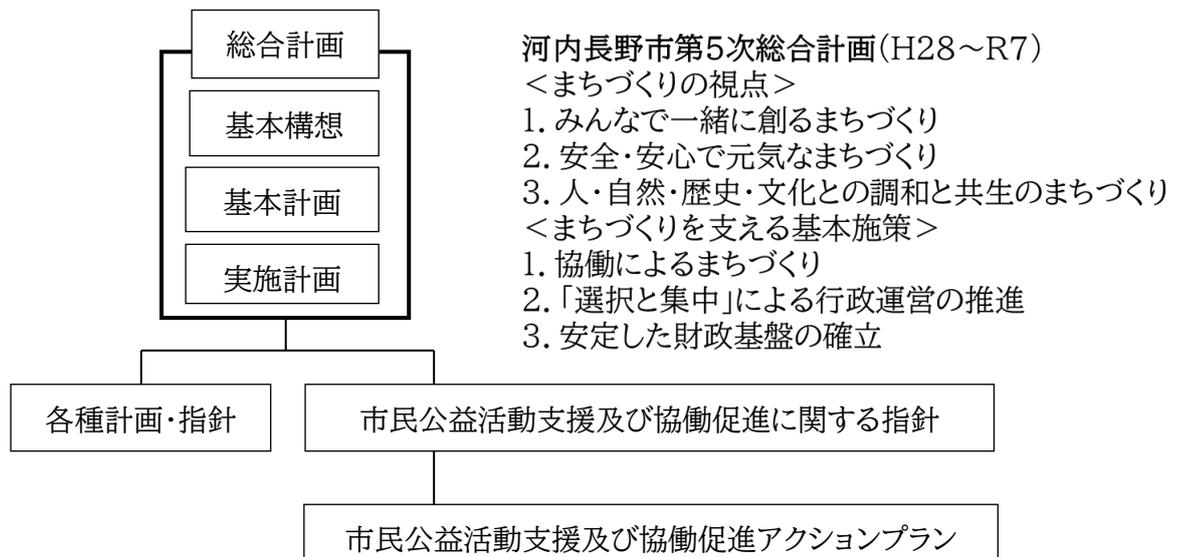
本指針には、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

本指針に基づき、市民や地域が主体となり、適切な役割分担のもと、市民・事業者・行政が連携し、主体的なまちづくりをすすめるための協働施策をより具体的に推進していくため、本アクションプランを策定するものです。

## 2. 位置づけ

総合計画は、本市における最上位の長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針となるものです。第5次総合計画は、「基本構想」「基本計画（分野別・地域別計画）」及び「実施計画」により構成されています。

本アクションプランは、総合計画に示されている「みんなで一緒に創るまちづくり」を実現させるために策定及び改訂された本指針に基づき、具体的な施策及び事業を示したものです。



## 3. 改定時期

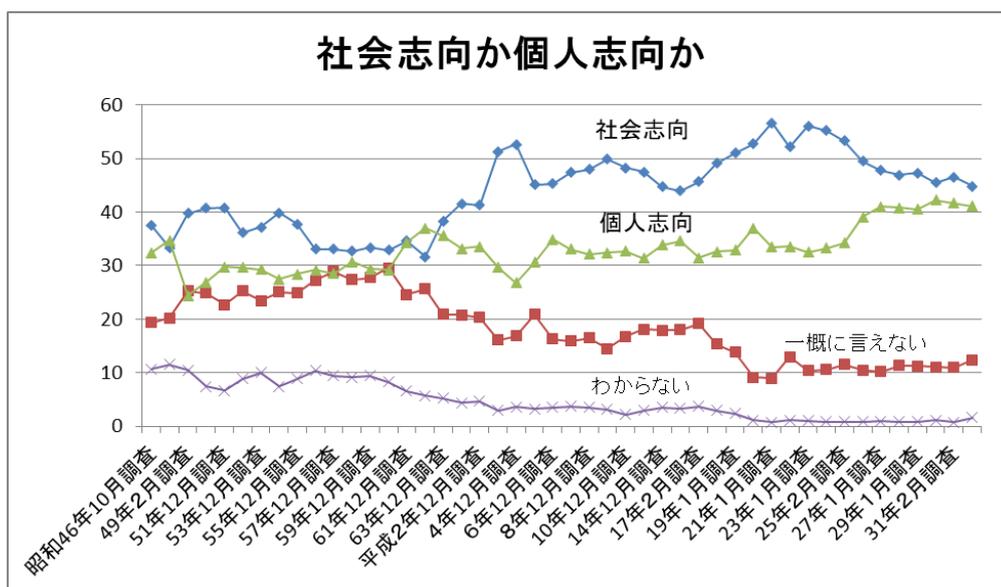
本アクションプランは、毎年度施策及び事業の検討を行い、社会情勢の変化や進捗状況に合わせ、本アクションプランの内容のチェックを行います。その後、上位計画との整合性を図り、本アクションプランの実績をもとに再検討し、必要に応じ改定を行います。

## 2章 河内長野市の現状と課題

### 1. 市民・市民公益活動団体の現状と課題

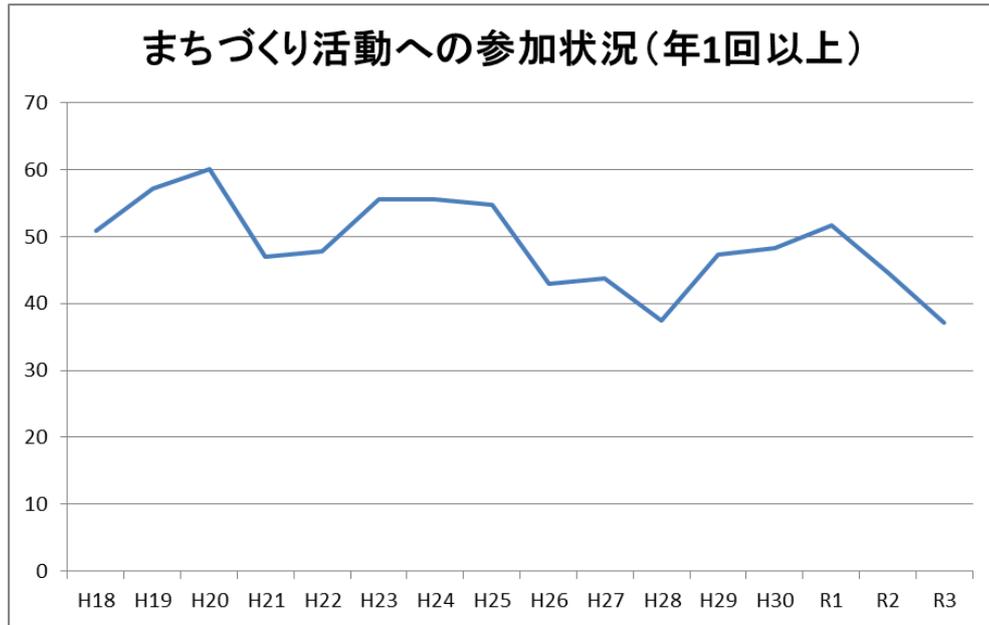
国の調査結果では、近年の個人意識の傾向として、高水準で推移してきた「社会志向」が下降している反面、「個人志向」は上昇基調となり、市民の価値観の変化が伺えます。

また、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化しているため、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。



出典：内閣府社会意識に関する世論調査(R03)

市政アンケートでは、地域やまちづくり活動への参加を年1回以上した方の割合は微減ではあるが、年代別に見た際には、30歳代以下で「ほとんどない」と回答した人の割合が、40歳代以上と比較し、多くなっています。



参照: 市政アンケート報告書及び市民意識調査

### 地域やまちづくり活動の参加度(単数回答/年代別)

	n数	週に2〜3回以上	週に1回程度	月に1回程度	年に数回程度	年に1回程度	ほとんどない	無回答
全体	100.0 1,028	1.4 14	2.4 25	6.2 64	19.5 200	7.6 78	59.8 615	3.1 32
年代別								
19歳以下	100.0 32	- -	- -	- -	12.5 4	6.3 2	81.3 26	- -
20歳代	100.0 122	1.6 2	0.8 1	1.6 2	10.7 13	4.9 6	78.7 96	1.6 2
30歳代	100.0 92	1.1 1	1.1 1	2.2 2	18.5 17	4.3 4	72.8 67	- -
40歳代	100.0 141	0.7 1	0.7 1	8.5 12	27.7 39	5.7 8	56.0 79	0.7 1
50歳代	100.0 179	- -	2.2 4	5.6 10	22.9 41	11.2 20	55.9 100	2.2 4
60歳代	100.0 166	0.6 1	2.4 4	6.6 11	23.5 39	6.0 10	56.6 94	4.2 7
70歳代	100.0 188	3.2 6	4.8 9	9.0 17	17.0 32	9.0 17	53.2 100	3.7 7
80歳以上	100.0 96	2.1 2	5.2 5	9.4 9	12.5 12	10.4 10	49.0 47	11.5 11
無回答	100.0 12	8.3 1	- -	8.3 1	25.0 3	8.3 1	50.0 6	- -

出典: 市政アンケート報告書(R03)

ボランティア（注1）を支援するセンターによるアンケートや相談において、「高齢化による役員や担い手がない」「活動場所がない」「活動資金が少ない」「団体を知る機会がない・情報がない」「デジタル化が難しい」といった声が多くあります。

一方、地域コミュニティについては、小規模開発等もあり、平成18年と比較すると、自治会数は増加しているが、自治会加入率については、年々低下している状況です。

また、自治会アンケート（令和5年度）によると運営上の課題として、高齢化やライフスタイルの変化に伴う、役員のなり手不足や負担感の増加が挙げられています。

	H25.4 末	H30.4 末	H31.4 末	R2.4 末	R3.4 末	R4.4 末	R5.4 末
自治会数	389	385	385	385	385	382	381
加入率	70.4%	68.0%	67.8%	67.1%	65.7%	65.0%	64.4%

以上の様な現状を踏まえ、市民活動団体・自治会等のコミュニティが活動を継続していく上での課題として、「担い手の確保・育成」「資材・資金の確保」「活動拠点の確保」「情報の収集・発信」「地域コミュニティの活性化」等が挙げられます。

## 2. 事業者の現状と課題

センターに寄せられる相談の中で、市民活動団体等を紹介してほしいというマッチングに関する相談が多い一方で、マッチングを希望される事業者は福祉施設が大半を占めるため、他業種の事業者は市民活動団体等との協働を考えていない（必要性を感じない）か、または考えている事業者も連携・協働先との接点の持ち方が分からない（センターを知らない）のが現状です。

以上の様な現状を踏まえ、事業者との協働を進めていく課題として、「事業者の協働に関する認識」「情報発信及び連携の場の提供」が挙げられます。

## 3. 行政の現状と課題

本市では、平成18年に策定した本指針（令和4年改訂）に基づき、市の役割（責務）として、協働によるまちづくりを推進するための仕組みを構築し、市民協働によるまちづくりに積極的に取り組んできました。

一方で、厳しい財政状況の中、補助金等の支援制度については、現行の支援水準を維持することさえも困難となることが予測されます。また、補助金利用団体の減少、職員間における協働に対する認識・能力のバラつきや組織間の情報共有不足等も見受けられます。

（注1）ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

以上の様な現状を踏まえ、行政が協働を推進するための課題として、「資源の選択と集中」「職員のコーディネート能力向上（職員の協働研修）」「支援体制・制度の見直し」が挙げられます。

#### 4. 中間支援組織<sup>(注1)</sup>の現状と課題

市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動が円滑かつ活性化できるように支援する組織で、市民活動を活性化するために、情報の収集・発信、相談、個人の組織化の支援及び課題を共有する他団体と連携するための機能を担っています。

令和3年度よりボランティアを支援するセンターを市社会福祉協議会が担っていますが、福祉分野以外の団体や学校関係団体等との関係を構築中です。なお、既存団体にはなかった新たな活動の仕方（ソーシャルビジネス／コミュニティビジネス）<sup>(注2)</sup>をする方たちへのアプローチも模索中です。

また、センター予算は厳しい財政状況のため、支援方策について選択しながら実施しています。

以上の様な現状を踏まえ、市民活動が円滑かつ活性化できるように支援するための課題として、「活動主体の多様化への対応（情報収集含む）」「収入の脆弱性」「連携の場の創出」が挙げられます。

---

(注1) 中間支援組織：行政と地域の上に立ち、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。

(注2) ソーシャルビジネス/コミュニティビジネス：地域社会において、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつある中、地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。

## 3章 目指す姿及び推進施策

### 1. 協働のまちづくりの目指す姿

地域コミュニティが活性化され、市民や地域が主体となり、適切な役割分担のもと、市民・事業者・行政とがまちづくりの方向性を共有し、多様な主体によるまちづくりをすすめ、「自律性の高いまちづくり」の実現を目指します。

### 2. 推進施策

#### (1) 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

#### (2) 市民と行政の協働促進

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

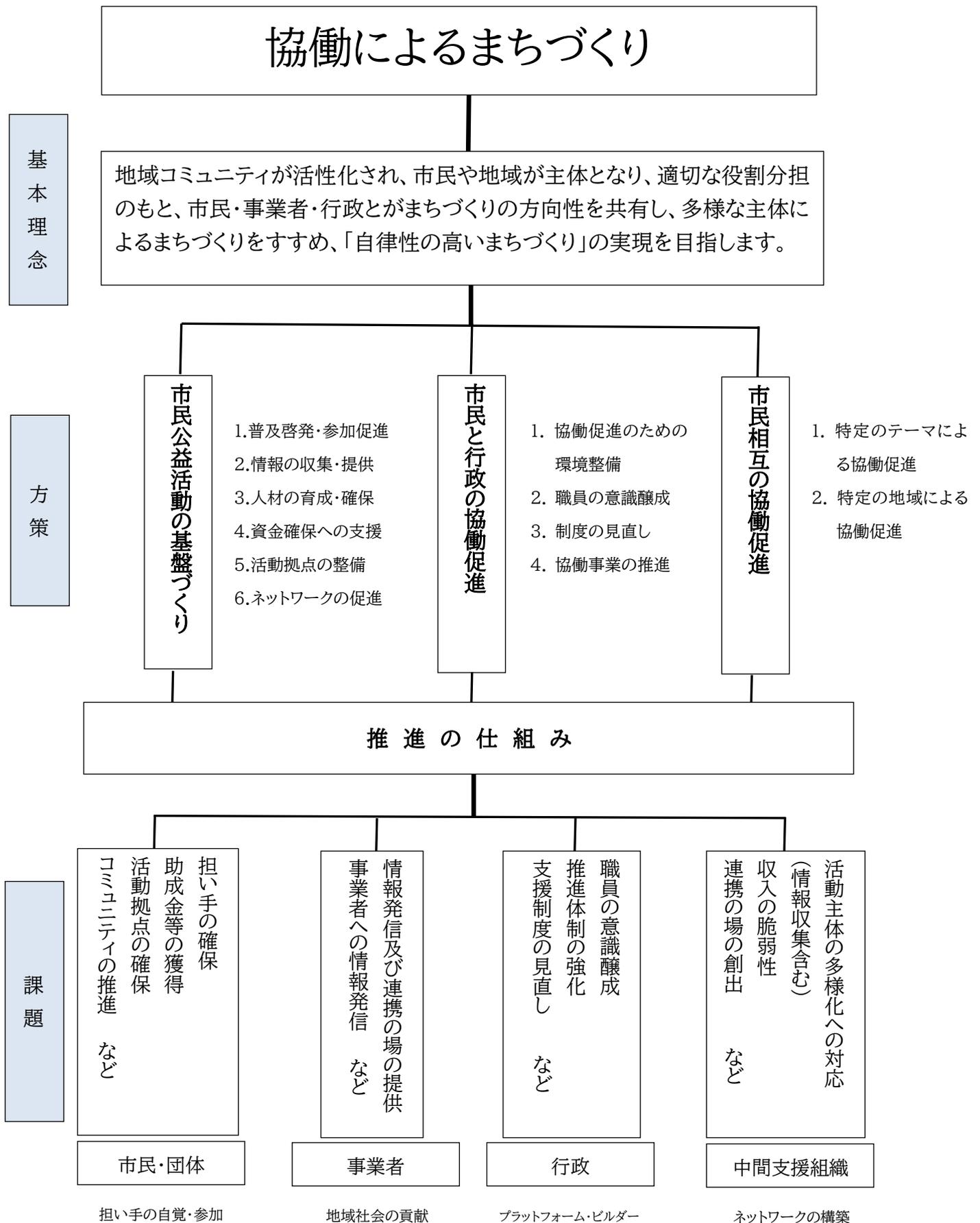
これを進めていくためには、職員の意識醸成を進め、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう支援制度の見直しや協働促進策を展開していく必要があります。

#### (3) 市民相互の協働促進

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

### 3. 協働によるまちづくりの体系図



## 4章 推進施策の展開

### ●1. 市民公益活動の基盤づくり

#### 1. 普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

##### (1) 普及啓発

###### ① 市民意識の醸成

- ・ 講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人が共有できるよう努めていきます。
- ・ また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していきます。

##### (2) 参加促進

###### ① 参加しやすい環境づくり

- ・ ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていきます。

###### ② 参加に向けてのきっかけづくり

- ・ 入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していきます。
- ・ また、参加の形態としては、実際に活動するだけでなく、資金面での参加や情報拡散への協力など様々なものがあります。そのため、ターゲットを絞った企画内容や周知方法などの工夫により、若者や女性、さらには地域外の人材の参加を促すきっかけをつくっていきます。

#### ◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
生涯学習の機会充実	くろまる塾	文化・スポーツ振興課
公益的な活動に安心して活動に取り組める制度	市民公益活動補償制度	自治協働課

市民公益活動への参加促進策	ボランティア養成講座 ボランティア体験活動プログラム	文化・スポーツ振興課 ボランティア・市民活動センター 社会福祉協議会
市民公益活動の周知	活動センター登録団体ガイドブックの作成	ボランティア・市民活動センター
ボランティア団体の活性化	ボランティア連絡会交流会	地域福祉高齢課 社会福祉協議会
自治会等加入促進策	宅建業者等との連携 転入者への加入案内パンフレット配布	都市計画課 自治協働課

## 2. 情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

### (1) 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

#### ① 活動に関する情報

市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していきます。

#### ② 活動支援に関する情報

市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していきます。

#### ③ 協働促進に関する情報

協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど情報収集を行い、協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していきます。

### (2) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

#### ① 多様な媒体による情報提供

チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メール、SNS<sup>(注1)</sup>(フェイスブック、X(旧ツイッター)、インスタグラムなど)といったITの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供をしていくとともに、日々変化する広報ツールに対応していく必要があります。

#### ② 情報のネットワーク化、一元化

地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していきます。

---

(注1) SNS:《social networking service》個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
活動に関する情報発信	ボランティア・市民活動センター HP の充実 ごみ出し等の支援を行う地域の 活動団体の情報提供	ボランティア・市民活動センター  環境衛生課
活動支援に関する情報	ボランティア・市民活動センター 機能の充実	ボランティア・市民活動センター
自治会に関する情報発信	自治会ハンドブック HP での情報提供 ごみステーションの管理等に関 する好事例等の情報提供	自治協働課  環境衛生課

### 3. 人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけでなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

#### (1) 人材の育成と発掘

##### ① 組織の管理・運営を担う人材の育成

組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていきます。併せて、すでにスキルを持つ人材の発掘を進め（地域内人材や事業者・学校との連携など）、地域活動へ参画するきっかけづくりを進めます。

また、市民公益活動の担い手が行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性の向上を図っていけるような取り組みを検討していきます。

##### ② 活動への参加を促進する人材の育成

市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していきます。

##### ③ 協働などを促進する人材の育成

活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していきます。

さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していきます。

#### (2) 人材の確保

##### ① 人材の発掘と確保

組織の活性化を図るためには、経験豊富な退職後の人材をはじめ、若者や女性、さらには地域外の住民など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向け、若い世代（学生も含む）へのアプローチや井戸端会議のような交流会の実施、オンラインの活用等、ターゲットに適した方法で行っていきます。

また、事業者や大学などとの人的交流など多様なステークホルダーを対象とした交流の場づくりを通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していきます。

イベント当日のみのボランティア参加を受け入れるなど、掛かる時間や労力を限定することで参加のハードルを下げる取り組みなど、人材の発掘・確保に向けた情報提供を行っていきます。

◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
地域人材の交流	福祉ワークショップ 交流の場づくり	地域福祉高齢課 自治協働課 社会福祉協議会
次代のまちづくりを担う人材の育成	大学との連携 次世代が中心となる事業	自治協働課 ボランティア・市民活動センター

## 4. 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を行っていく必要があります。

### (1) 社会全体で支える仕組みづくり

#### ① 資金確保のための情報の提供及びコーディネート

市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していきます。

また、クラウドファンディングなど、資金を集める新たなしくみが整備されてきており、活動者の意向に合わせて適切な情報提供等の支援を行っていきます。

#### ② 資金面で支える仕組みづくり

市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動支援基金制度を設けていますが、円滑な基金の運用をめざして、寄附のさらなる増加をめざします。

### (2) 市民公益活動団体への資金面の支援

#### ① 立ち上げ支援など

市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金の必要な場合があり、公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、市民公益活動支援補助金制度を導入していますが、より効果的な活用を促進していきます。

#### ◎ 主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
情報提供およびコーディネート	助成金情報などの発信・提供	ボランティア・市民活動センター
市民公益活動支援基金制度	市民公益活動支援補助金制度の内容検討	自治協働課
自治会等向け各種補助・助成制度	自治会活動環境整備補助金 集会所整備補助金 など	自治協働課
	集団回収助成金 カラス除けネット購入補助制度	環境衛生課
市民公益活動団体向け補助・助成制	ふれあい花壇助成金	公園河川課

## 5. 活動拠点の整備

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があることから、平成18年に市民公益活動支援センター「るーぷらざ」をオープンしました。また、令和3年4月には、イズミヤSC河内長野4階の地域まちづくり拠点「イズミヤゆいテラス」にかわちながのボランティア・市民活動センターを開設し、機能を移転しました。

今後においても、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、拠点機能の充実を図ることで、さらに市民公益活動を行いやすい環境を整えていく必要があります。

### (1) 拠点施設の整備

#### ① 中央の拠点施設の機能充実

協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の機能を充実していきます。

#### ② 地域の拠点施設の整備

テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していきます。

また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていきます。地域の拠点施設については、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていきます。

### (2) 活動しやすい環境づくり

#### ① 施設情報のさらなる一元化と手続きの簡素化

公共施設を利用しやすいように、HPで公共施設一覧を掲載し、情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などのシステムを統一するなど、出来る限りの一元化を図りましたが、キャッシュレス決済などさらなる手続きの簡素化に努めていきます。

#### ◎ 主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
拠点機能の充実	ソフト、ハード、運営それぞれの事業見直し 情報発信による認知度向上	ボランティア・市民活動センター 施設所管課
地域コミュニティ施設の維持	老朽化した施設の適切な維持管理 利用者アンケート	自治協働課

## 6. ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

### (1) テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していきます。また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していきます。

### (2) テーマ型組織と地域型組織の交流促進

高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していきます。

### (3) 多様な担い手の交流促進

地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流できるきっかけづくりとして交流の場づくりを進め、連携・協力関係を築いていけるような仕組みを構築していきます。

また、「地域を知る、地域との連携」が学習指導要領の中でも重点化され、「探求の授業」や「コミュニティスクール」を推進する学校に対しても、地域活動との連携・協力関係を構築するきっかけづくりとして、コーディネーターの参画促進など、交流の場づくりを進めます。

### (4) 新たな交流方法の検討

コロナ禍を契機とし、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、様々な活動が停滞したことから、今後パンデミックで外出ができない状況になった場合でも、交流ができる手段（ICTの活用等）をより充実させていきます。

またオンラインの活用は、今まで時間や場所の制約等により参加がむずかしかった現役世代や子育て世代にとっても、参加のハードルが下がった側面もあり、コロナ禍の交流における代替ツールにとどまらない活用方法として、これまでの集合型会議とオンラインを融合したハイブリッド会議の開催などを新たな交流手段として推進していきます。

## ◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
地域型組織同士の交流促進	まち協交流会	自治協働課
多様な担い手の交流促進	市民公益活動支援補助金成果 報告会等での交流会 多様なステークホルダーを対象 とした交流の場づくり	自治協働課 社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター
新たな交流方法の検討	コロナ禍の代替ツールにとどまら ない活用方法としてハイブリッド 式の会議開催	ボランティア・市民活動センター

## ●2. 市民と行政の協働促進について

### 1. 協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

#### (1) 行政の領域の開放

これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関われるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（本指針第1章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していきます。

#### (2) 相互理解の促進

協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていきます。

そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていきます。

#### (3) 協働の各段階における参画の仕組みづくり

市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりを構築していきます。

### ◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
協働事業提案制度の充実	活用しやすい制度設計	自治協働課
庁内の推進体制の強化	庁内組織の充実及び職員の意識改革	自治協働課
様々な仕組みづくり	まちづくり出前講座	文化・スポーツ振興課
	防犯灯・防犯カメラの設置	自治協働課
	ふれあい花壇	危機管理課
	アドプトロード・アドプトパーク	道路課
	地域清掃ごみ袋配布	公園河川課 環境衛生課

## 2. 協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

### (1) 協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していきます。

#### ① 事業化にむけて

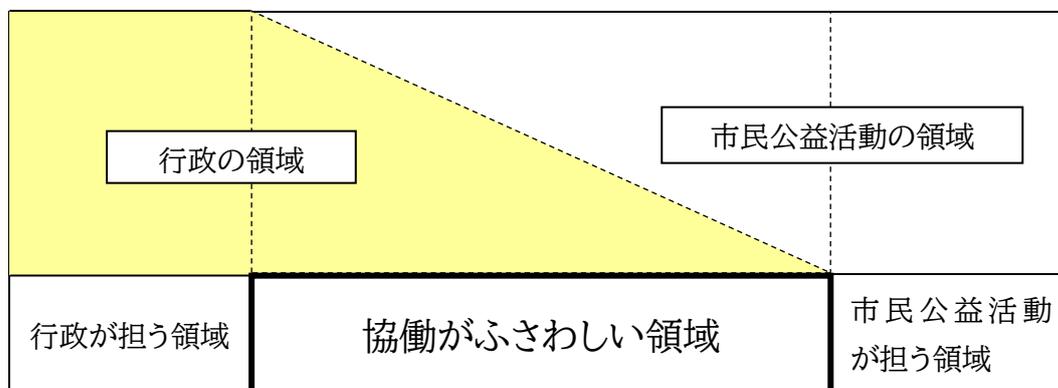
地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していきます。

その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※1 参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※2 参照）」であることを市民と行政の双方で確認していきます。

#### ※1: 市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

#### ※2: 市民公益活動と行政の関わりについての概念図



## ②協働の手法の選択

協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していきます。

また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していきます。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

### a. 事業委託

- ・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

#### 意義

- ・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図るとともに、新しい公共サービスの創出につながります。
- ・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

- ・市民公益活動団体への事業委託のルール化

事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化に向け検討していきます。

### b. 補助・助成

- ・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

#### 意義

- ・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
- ・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

・市民公益活動支援補助金制度の活用促進

公開プレゼンテーションや第三者評価など、公開性・透明性の高い補助金制度を導入したことから、今後は、より効果的な活用を促進するとともに、活動内容を周知することで、市民公益活動への理解促進につなげていきます。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※3参照）を参考として掲載します。

※3:委託と補助の比較表

	委 託	補 助
根 拠	地方自治法第234条	地方自治法第232条の2
主 体	委託元(行政)	補助先(市民公益活動団体など)
領 域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元(行政)	補助先(市民公益活動団体など)
団 体 の 条 件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

c. その他

●共催

行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。

共催事業を行うための基準を整備していきます。

●後援

後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。

後援を行うための基準に沿って事業を実施していきます。

●その他

市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

- ・協働事業提案制度の活用促進

市民と行政の協働を促進するため、行政が示す事業内容（骨格的なもの）に対し市民公益活動団体などがその細部を提案する「市設定テーマ部門」と、市民の自由な発想による事業を提案できる「市民自由提案部門」の2コースを設けた、協働事業提案制度を導入しました。本制度の更なる活用をめざして、行政からのテーマ設定、市民からの提案とともに、さらなる充実を図っていきます。

今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していきます。

### ③協働の担い手の選択

行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みの構築に向け検討します。

#### a. 参入機会の拡充

行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していきます。

#### b. 透明性・公平性の確保

協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していきます。

## (2)協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていきます。

### ①合意形成に向けた取り組み

事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていきます。

また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていきます。

### ②事業の円滑な実施

事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていきます。

### (3)協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていきます。

#### ①協働という視点での評価

費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」(本指針第2章「支援・協働のあり方」参照)に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みの構築に向け検討していきます。

※参考：協働という視点での評価例

- 協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか
- 協働事業を通して、どれだけ多くの人参加を得られたか
- お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

#### ②社会全体での評価

行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていきます。

さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していきます。

### ●3. 市民相互の協働促進について

#### 1. 特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

##### (1)連携の「機会」づくり

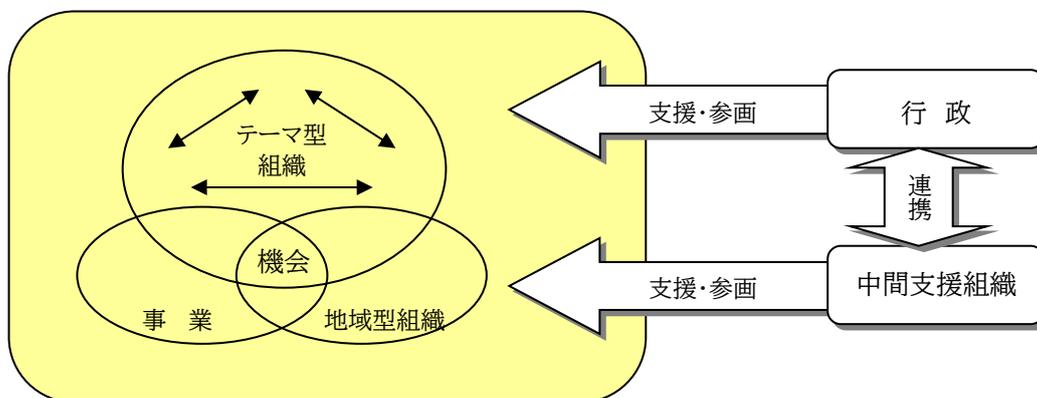
より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくる必要があります。(※4参照)

この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。

そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していきます。

また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」(第5章「推進の仕組み」参照)の役割が重要となってきます。

※4:特定のテーマによる協働促進のイメージ図



## ◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
連携の機会づくり	情報提供、担い手同士のコーディネートによるネットワーク化	ボランティア・市民活動センター
自治会活性化に向けた取り組み	自治会交流会 自治会活動デジタル化推進	自治協働課
地域防災の取り組み	避難行動要支援者名簿	危機管理課 地域福祉高齢課 障がい福祉課 介護保険課

## 2. 特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

### (1) 地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいきます。

少子高齢化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。

一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。

今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者、場合によっては地域に関係のある地域外の人材などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があります。そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組むを進めていきます。

### (2) 地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

#### ① 意識の醸成

本指針作成後、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図ってきました。

より一層醸成を図るため、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みを進めていきます。

## ②連携の「場」づくり

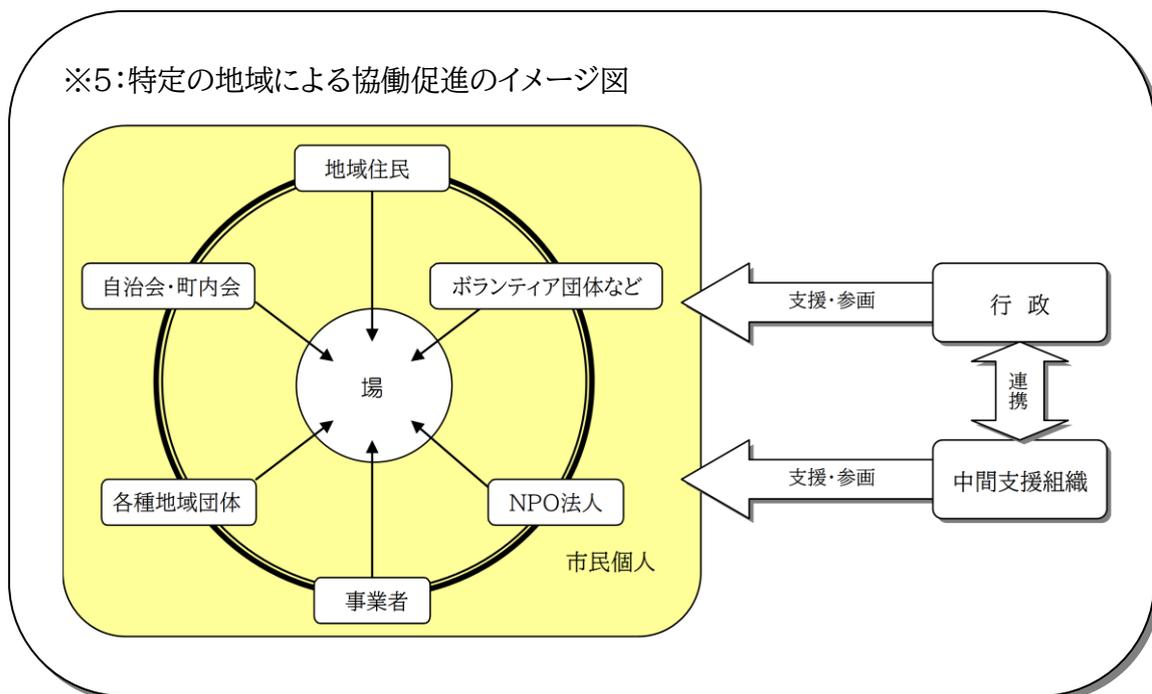
地域において、個人や様々な団体に活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置

地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくる必要があります。（※5参照）

この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。

このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていきます。

※5:特定の地域による協働促進のイメージ図



### ③地域づくり活動の推進

#### 市民相互の協働による地域課題への取り組み

自律性の高い地域づくりに向けて、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。

そこで、平成23年度から、小学校区ごとに「地域まちづくり協議会（以下、協議会）」を設置し、財政支援や人的支援などを行うことにより、市民相互の協働を中心とした地域ぐるみの活動を支援してきました（※6）。

また、平成28年度に策定した「第5次総合計画」には、小学校区ごとに市民とともに検討した「地域別計画」を定めたことから、本計画に基づいた取り組みを進めることで、地域ニーズに合った取り組みにつなげています。

今後、地域特性に合わせた協議会活動の充実（地域課題のさらなる解決）を図るとともに、住民への理解促進に努めていきます。

また、地域の自立に向けて、協議会の運営体制も自立していく必要がありますが、そのためには、「中間支援組織」（第5章「推進の仕組み」参照）による支援が必要であるとともに、財政、人的支援や拠点のあり方等についても検討を進めます。

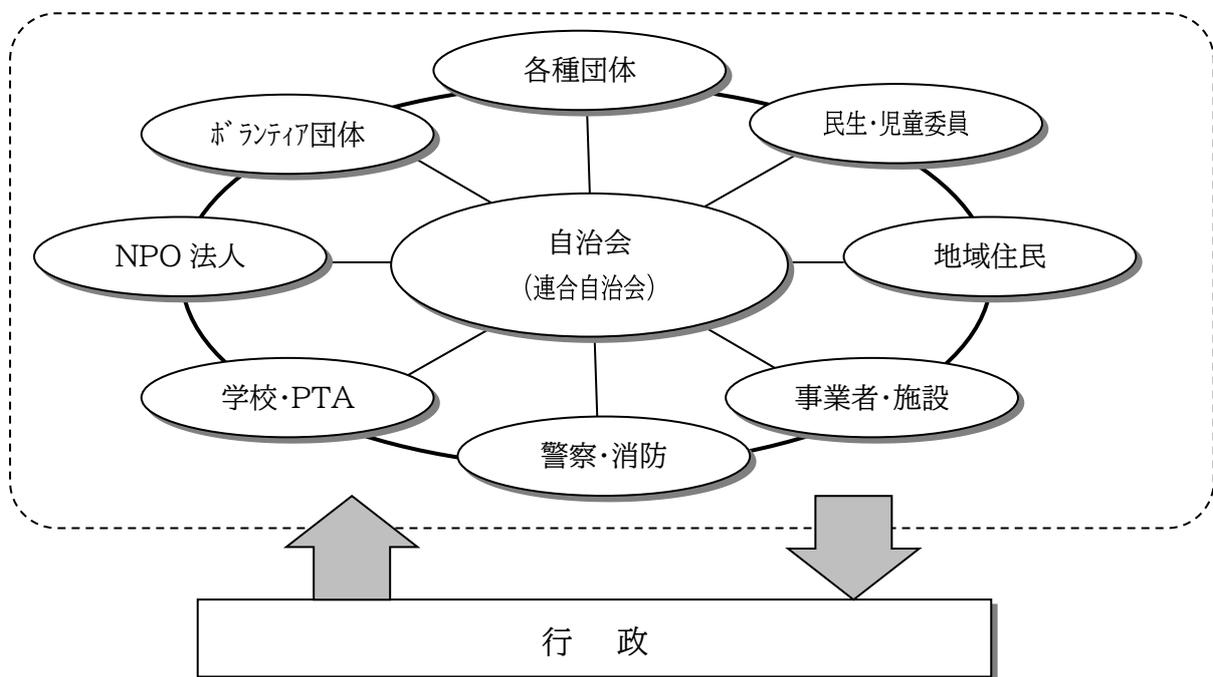
さらに、地域通貨やコミュニティビジネスなど、地域の助け合いや世代を超えた交流をはじめ、クラウドファンディングによる資金集めなど、地域で人や資金が循環するような新たな地域活動についても検討していきます。

※6:地域まちづくり協議会

●概要

- ・少子・高齢化やライフスタイルの変化によって、住民のニーズも多様化・複雑化している。これらに対応するため、自治会・町会をはじめ、地域を構成する各種団体や事業者、地域住民等によるネットワークを活かし、地域の課題解決を図りながら、まちづくりに取り組む組織が「地域まちづくり協議会」です。
- ・第5次総合計画・地域別計画(小学校区)などにに基づき、将来を見据えた様々な地域まちづくり活動を展開しています。

地域まちづくり協議会のイメージ(自治会を基盤として表現した場合)



●支援策(令和5年度現在)

・財政支援

地域まちづくり支援補助金(上限40万円)

市民公益活動支援補助金(応募制:プレゼンテーションにより審査有り)

◇ハード事業コース:平成28年度から時限実施(上限50万円)

◇ソフト事業コース:平成29年度導入(上限30万円)

・人的支援(地域サポーター、協働事業推進員)

・情報提供、人材育成、交流促進など

### (3)自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基礎的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

#### ①自治会への加入促進

地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていきます。

現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実を図ります。

#### ②自治会活動の活性化

地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、連自治会及び単位自治会の活動の活性化を図っていきます。

そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や学習会、交流会等により地域活動などの積極的な情報提供に努めていますが、今後さらなる支援策の展開を進めていきます。

また、役員の負担の増加から、役員のなり手不足が進んでおり、自治会活動の維持・充実に向けて、活動の効率化も併せて進めていく必要があります。

なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

イベント当日のみのボランティア参加を受け入れるなど、掛かる時間や労力を限定することで参加のハードルを下げる取り組みなどの事例について、情報提供を行っていきます。

#### ◎主な取り組みの内容

主な取り組み	内容	担当課
まちづくりに対する意識の醸成	講演会・研修会	ボランティア・市民活動センター
連携の場づくり	地域サポーター制度の充実 自治会交流会	自治協働課

## 5章 推進の仕組み

### ●1. ルールづくり

---

#### 1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、ルールづくりを行っていく必要があります。

##### (1) マニュアルづくり

本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。

本指針を実効性のあるものにしていくには、同指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。

そこで、市民や市民公益活動団体などと行政が協力して協働マニュアルを作成したことから、今後はマニュアルの活用を通して、さらなる市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていきます。

## ●2. 体制づくり

### 1. 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、同指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。（※7参照）

#### (1) 庁内の推進体制の強化

##### ① 庁内組織の充実

市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための場をつくり、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていきます。

主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していきます。

##### ② 職員の意識改革

総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は本指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていきます。

また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していきます。

#### (2) 市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置(庁外組織)

今後、本指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していきます。



## 2. 中間支援組織の活用

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

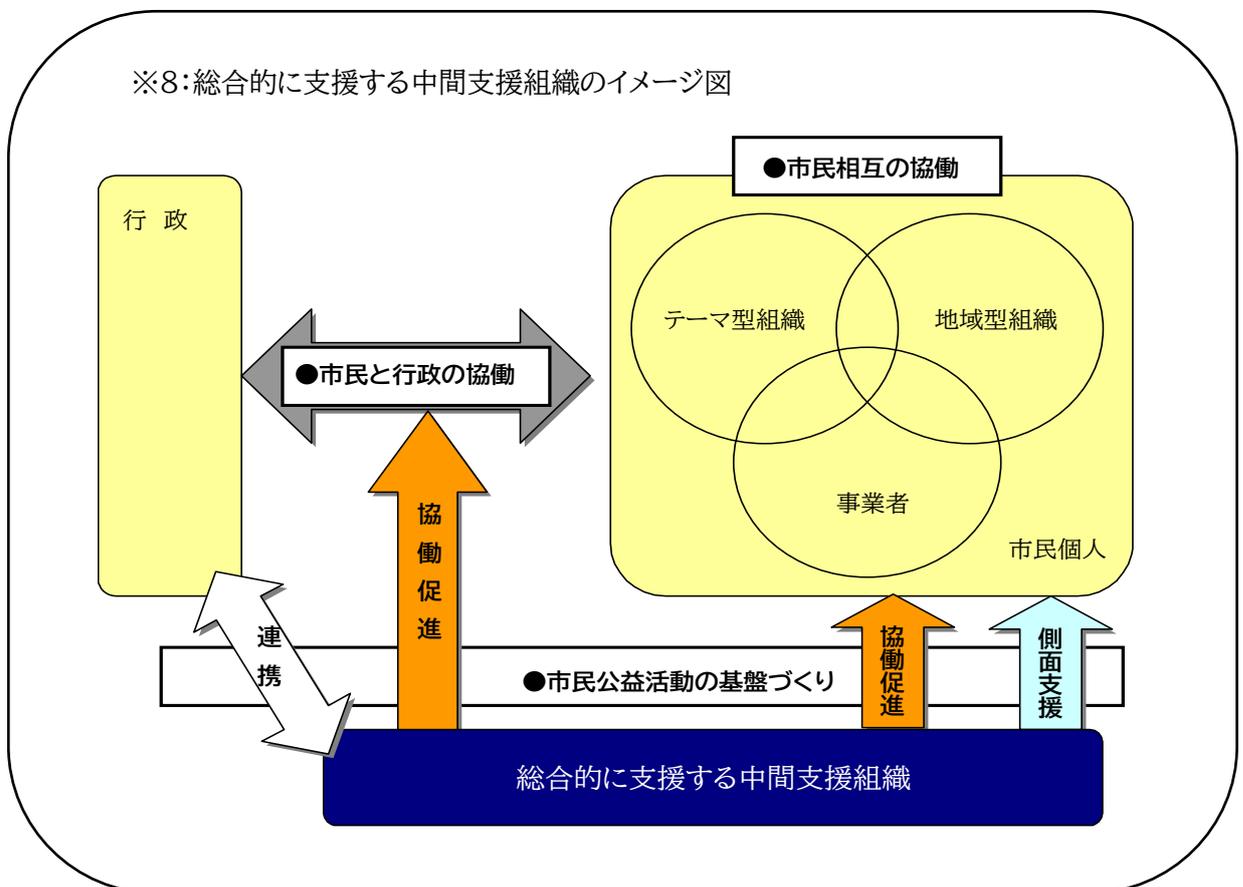
### (1) 中間支援組織とは

中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

### (2) 総合的に支援する中間支援組織

これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。

しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。(※8参照)。



市民公益活動を取り巻く環境が激しく変化していることから、情報収集力やネットワーク力を強化しながら、時代潮流の変化に対応した支援を行っていきます。

また、地域の担い手不足が深刻となる中、住民による地域課題の解決に向け、地域まちづくり協議会を中心とした地域協働による取り組みを、中間的な立場で支援することで、それぞれの地域の自立を促していくことが求められます。

さらに、団体や地域の自立に向け、人や資金等を循環できるよう、財務や労務等の事務局機能をはじめとする基幹的な機能についても、適切に支援できる体制を整備していきます。

## 6章 モニタリング

### 1. モニタリング方法

庁外組織（市民公益活動支援・協働促進懇談会）による毎年度施策及び事業について、定量・定性評価を行い、協働が総合的に進んでいるかチェックします。また、社会情勢の変化や進捗状況に合わせ、本アクションプランの内容のチェックを行います。

### 2. モニタリング指標

指 標		年 度							
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
1	「地域のまちづくり活動が充実していると感じている」市民の割合	目標値	26.0	26.0	28.0	30.0	30.0	30.0	30.0
		実績値	13.8						
2	地域のまちづくり活動への参加状況（年1回以上参加した市民の割合）	目標値	49.0	50.0	50.0	52.0	52.0	52.0	52.0
		実績値	40.7						
3	Instagram のフォロワー数	目標値	－	－	300	400	600	800	1000
		実績値	－	－					
4	「市民同士の連携や市民と行政の協働」に関する市民満足度	目標値	17.0	17.0	19.0	20.0	20.0	20.0	20.0
		実績値	3.8						
5	ボランティア・市民活動センターの新規登録数	目標値	137※	5	5	5	5	5	5
		実績値	109※	8					
6	職員向け協働促進研修参加者満足度	目標値	－	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績値	－	97.2					
7	まちづくり交流会の参加者満足度	目標値	－	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績値	－	85.2					
8	自治会加入率	目標値	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
		実績値	65.0	64.4					
9	市が締結する新規包括協定数	目標値	－	1	1	1	1	1	1
		実績値	既協定数14	1					

※令和4年度はボランティア・市民公益活動団体の登録数、令和5年度より新規登録数。